

～平成29年度 町・県民税の申告を行っていない方について～

1月1日現在吉見町に住所があり、平成28年中に、営業、農業、配当、不動産、譲渡などの各種所得がある方は申告が必要です。

ただし、所得税の確定申告をした方は、町民税・県民税の申告の必要はありません。

また、給与所得者は通常申告の必要はありませんが、次のような場合は申告してください。

- ◆給与所得のほかに「農業、地代、家賃、配当」など、給与以外の所得がある場合
- ◆給与所得のみの方でも事業主が「給与支払報告書」を提出していない場合
- ◆複数の事業所から給与を受けている場合
- ◆医療費控除等を受けようとする場合

※ 収入がなかった方でも申告が必要になる場合があります。

(所得証明書等が必要な方、国民健康保険等の決定を受ける方など)

上記に該当し申告を済まされていない方は、下記により申告をしてください。

- 1 受付場所 吉見町役場税務会計課窓口（庁舎1階7番窓口）
- 2 必要書類等
 - (1) 所得金額等がわかる書類
 - 仕入簿、売上簿、収支内訳書等（営業、事業所得者の方）
 - 平成28年分源泉徴収票、給与明細書等（給与所得者の方）
 - (2) 所得控除となる領収書や証明書等
 - 平成28年中に支払った社会保険料の領収書等
 - 生命（個人年金、介護）保険料、地震保険料控除証明書等
 - その他（年末調整で控除を受けたものは除く）
 - (3) 印鑑（認印）
 - (4) マイナンバーカードもしくは通知カード